令和７年度 水道事業会計
経営健全化（資金不足比率）審査

意　見　書

大津菊陽水道企業団監査委員

令和７年度 水道事業会計 資金不足比率審査意見書

１．審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度水道事業会計の決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、算定が適正に行われているか、また算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかについて審査を実施した。

２．審査の期日

令和 8 年 6 月 30 日（火）

３．審査の場所

大津菊陽水道企業団　会議室

４．審査の結果

（1）総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定・作成されており、その結果資金不足はないと認められる。

なお、当該資金不足比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
大津菊陽水道企業団 水道事業会計	―	20.0 ％

※ 資金不足を生じていないため、「―」で表示している。

（2）資金不足比率について

令和 7 年度決算において、次頁「６．資金不足比率算定基礎」で示すとおり資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

５．意見

今後も常に地方公営企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するよう健全な経営に努められたい。

6．資金不足比率算定基礎

（単位：千円）

【資金不足比率】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$= \frac{\text{（流動負債 − 前年度同意等債で未借入額）＋（建設改良費以外の経費に対する地方債残高）−（流動資産 − 当年度に繰り越される支出の財源充当額）}}{\text{営業収益 − 受託工事収益}}$$

【資金不足比率】 （千円）

資金不足比率	＝	△ 1,929,216 / 1,201,975	×100	＝	△ 160.49	%		

【資金不足額】

A ＝	流動負債の額	−	控除企業債等	−	控除未払金等	−	控除額①			
＝	307,903	−	33,705	−	0	−	0	＝	274,198	
B ＝	算入地方債残高	＝	0							
C ＝	流動資産の額	−	控除財源	−	控除額②					
＝	2,203,414	−	0	−	0	＝	2,203,414			
D ＝	解消可能資金不足額									
	資金不足額	＝	A	＋	B	−	C			
		＝	274,198		0		2,203,414	＝	△ 1,929,216	

※ A＋B − C＜ 0 で資金不足額はなく、Dの解消可能資金不足額は算入する必要なし

【事業の規模】

S ＝	営業収益の額	＝	1,206,673			
T ＝	受託工事収益の額	＝	4,698			
	事業の規模	＝	S	−	T	
		＝	1,206,673	−	4,698	＝ 1,201,975

【算定項目の定義】

（単位：千円）

項　目	内　　容	数 値
審　査　根　拠	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）第 22 条第 1 項 「公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。」	―
流動負債の額	令和 7 年度決算における流動負債の額	307,903
控除企業債等	令和 7 年度決算において貸借対照表に計上されている企業債で、建設改良費等に充てるためのもの	33,705
控除未払金等	令和 7 年度決算において貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために令和 7 年度に地方債を起こすこととしているものの額	0
控　除　額　①	連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計等他会計との間で生じる重複額	0
算入地方債残高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした、地方債の令和 7 年度決算における残高	0
流動資産の額	令和 7 年度決算における流動資産の額	2,203,414
控　除　財　源	令和 7 年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和 8 年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、令和 7 年度に収入された部分に相当する額	0
控　除　額　②	連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計等他会計との間で生じる重複額	0
解　消　可　能 資　金　不　足　額	流動負債等から流動資産等を差し引いた額が、「0」以上の場合に算入	―
営業収益の額	令和 7 年度決算における営業収益の額	1,206,673
受託工事収益の額	令和 7 年度決算における受託工事収益の額	4,698